

# 就学援助制度のお知らせ

愛川町教育委員会

町では、お子さんを小・中学校へ就学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費や給食費など必要な費用の一部を援助しています。

## 1 援助を受けられる世帯の目安

- 令和5年度または令和6年度に次のいずれかに当てはまる世帯
  - 生活保護が廃止になった。
  - 町民税、個人事業税、固定資産税のうちいずれかが非課税または減免を受けた。
  - 国民年金、国民健康保険のうちいずれかの掛金の免除等を受けた。
  - 児童扶養手当の支給を受けた。(児童手当とは違います)
  - 生活福祉資金の貸し付けを受けた。
- 上記(A)～(オ)に当てはまらないが、世帯の収入が少なく、援助が必要と教育委員会が認めた世帯。(世帯収入の目安を参照)

### 【世帯収入の目安】

世帯人数	世帯構成	目安となる年間総収入
2人世帯	母・小学生	約216万円
3人世帯	父・母・小学生	約232万円
4人世帯	父・母・中学生・小学生	約293万円
5人世帯	父・母・中学生・小学生2人	約346万円

- ※ 年間総収入は、世帯構成や家賃の有無等により異なりますので、あくまで目安としてください。
- ※ 年間総収入は、前年における世帯全員の収入の合計です。

## 2 申請手続き

援助を希望される方は、学校から就学援助費交付申請書及び記入例を受け取り記入し、必要書類を添付のうえ学校へ提出してください。やむを得ずお子さんに申請書類を持たせる場合は、封筒に入れるなどの配慮をお願いします。

- ※ 同一世帯に小学生・中学生がいる場合は、それぞれの学校に申請書を提出してください。
- ※ 前年度まで援助を受けていた方も、新たに申請が必要です。
- ※ 生活保護受給中の方は修学旅行費と医療費が対象となりますが、申請の必要はありません。

## 3 申請期限

**令和6年5月10日(金)** までに学校に提出してください。

- ※ 期限以降に申請された方は、支給されない費目がある場合がありますのでご注意ください。

## 4 援助の決定

教育委員会では、各家庭の状況や収入額などを総合的に検討し、その結果について夏休み前までに通知いたします。

1. の援助を受けられる世帯の目安は、一般的な事例であり、全ての方が対象とは限りません。なお、収入額が不明な方については、援助の決定をすることができません。

## 5 援助の種類と支給予定額

支給費目	対象者	年間支給額（※は支給限度額）		支給時期等
		小学校	中学校	
学用品費	1年生	11,630円 (前期5,820円) (後期5,810円)	22,730円 (前期11,370円) (後期11,360円)	前期・後期の 年2回に分けて支給
学用品費 通学用品費	1年生 以外の学年	13,900円 (前期6,950円) (後期6,950円)	25,000円 (前期12,500円) (後期12,500円)	前期・後期の 年2回に分けて支給
新入学用品費	1年生	57,060円	63,000円	4月認定者に前期支給
	就学前児童	57,060円		入学前の3月に前倒し 支給
	6年生		63,000円	
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	全学年 (参加者)	※1,600円	※2,310円	1学期実施→前期支給 2・3学期実施→後期支給
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	全学年 (参加者)	※3,690円	※6,210円	1学期実施→前期支給 2・3学期実施→後期支給
修学旅行費	最終学年 (参加者)	※22,690円	※60,910円	1学期実施→前期支給 2・3学期実施→後期支給
学校給食費	全学年	実費分	実費分	1学期分→前期支給 2・3学期分→後期支給
オンライン学習通信費	最終学年	12,834円 (前期7,002円) (後期5,832円)	12,834円 (前期7,002円) (後期5,832円)	前期・後期の 年2回に分けて支給
	その他学年	14,000円 (前期7,002円) (後期6,998円)	14,000円 (前期7,002円) (後期6,998円)	
医療費	生活保護受給者	実際に保護者が負担する額		医療券を交付
めがね購入費	該当者	※15,000円	※15,000円	眼鏡注文書を交付

◎ 支給時期の前期とは9月末を予定、後期とは3月頃の予定です。

◎ 就学援助費は保護者の指定する口座へ入金となりますが、**学校納付金（教材費・給食費等）に滞納がある人は、学校長口座に振り込む場合があります。**

◎ 「新入学用品費」は、小中学校入学前に支給を受けた場合、入学後に支給を受けることはできません。

◎ 「校外活動費」は保護者が実際に負担した額のうち交通費と見学料のみが対象です。

◎ 「修学旅行費」は交通費、宿泊料、見学料及び保護者が均一に負担することとなる経費が対象です。

◎ 「オンライン学習通信費」は、タブレット端末等を持ち帰り、自宅で行うオンライン学習の際に発生する通信費を補助するために支給されるものです。

◎ 「医療費」は生活保護を受給されている方が対象です。その他の方は、小児医療費助成・ひとり親等医療費助成・障害者医療費助成の制度をご利用ください。

生活保護を受給されている方には、4月～6月にかけて学校で行われる健康診断の結果、学校指定病（学校保健安全法に定められた疾病）と診断された場合、指定医療機関でその治療を受ける際に「医療券」を提出することで、指定された疾病の治療に係る費用を援助します。指定医療機関以外での利用はできません。医療券の交付前に治療が必要になった場合は必ず事前にご相談ください。

＜学校指定病とは＞ ○トラコーマ及び結膜炎 ○白癬・疥癬・膿痂疹 ○中耳炎  
○慢性副鼻腔炎及びアデノイド ○寄生虫病 ○う歯（虫歯）

◎ 「めがね購入費」は眼科医が検眼の結果、めがね（コンタクトレンズも可）が必要と認められ処方箋が発行された場合、教育委員会で発行する「眼鏡注文書」を眼鏡店に提出することで、購入費の一部（15,000円を限度）を援助します。ご希望の方は眼科医が発行した処方せんを持参し、教育委員会で手続きを行ってください。また、就学援助認定前に購入を希望される方は、必ず事前にご相談ください。